

会 議 記 録

会議名称	第1回 杉並区行政経営懇談会
日 時	平成24年6月12日(火)午後6時00分～午後8時00分
場 所	中棟4階 第一委員会室
出席者	<p>【委員】 牛山、菊地、小杉、七松、西川、日端</p> <p>【区側】 区長、松沼副区長、菊池副区長、政策経営部長、総務部長、区民生活部長、企画課長、行政管理担当課長、特命事項担当副参事、財政課長、営繕課長、総務課長、職員課長、経理課長、区民生活部管理課長、地域課長、協働推進課長、産業振興センター次長、保健福祉部管理課長、都市計画課長、環境課長、会計課長、庶務課長</p>
傍聴者数	なし
配布資料	<p>資料1 杉並区行政経営懇談会 委員名簿</p> <p>資料2 区出席者名簿</p> <p>資料3 杉並区行政経営懇談会設置要綱</p> <p>資料4 行政経営懇談会の進め方</p> <p>資料5 課題シート「今後の財政運営のあり方」</p> <p>資料6 課題シート「現役世代への支援(若者の就労支援)」</p> <p>資料7 課題シート「新たな協働のあり方」</p> <p>資料8 課題シート「区立施設の再編・整備」</p> <p>資料9 杉並区基本構想 10年ビジョン</p> <p>資料10 杉並区総合計画(10年プラン) 杉並区実行計画(3年プログラム)</p> <p>資料11 杉並区の将来人口推計について</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員の委嘱 3 区長挨拶 4 委員の紹介 5 区出席者の紹介 6 会長の選出 7 副会長の指名 8 懇談会の進め方 9 区の課題認識(資料説明) 10 意見交換 11 閉会

行政管理担当課長 それでは、お時間になりましたので、第1回杉並区行政経営懇談会を開催させていただきたいと存じます。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。私、本日の進行役を務めさせていただきます政策経営部行政管理担当課長の朝比奈でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、会議を開催するに当たりまして、幾つかご案内させていただきたいと思います。

後ほど要綱等をご確認いただきますけれども、会議は公開とさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。また、会議に先立ちまして、記録のために録音・撮影をさせていただきますことをご了承賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

では、最初に、本日が第1回目の懇談会になりますので、委員の皆様へ委嘱状を交付したいと存じます。本来ですと、区長から委員の皆様へ直接お渡しするところでございますが、限られた会議の時間を有効に使いたいということから、大変申し訳ございませんが、皆様の席上に封筒に入れて配付させていただいております。中身のご確認をお願いできればと存じます。よろしいでしょうか。手続きを省略いたしまして大変失礼いたしました。

それでは、続きまして、開会に際しまして、杉並区長の田中より皆様へ一言ごあいさつを申し上げます。

区長 皆さんこんばんは。区長の田中良でございます。

このたびは、大変ご多忙の中を杉並区の行政経営懇談会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。心より御礼申し上げたいと思います。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

杉並区は、本年新たな基本構想を策定いたしまして、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」という区民と区の共有する将来像の実現を目指して、10年間の総合計画も策定いたしまして、取り組みを開始したところであります。しかしながら、長期的な経済の低迷、少子高齢化の進展、さらには東日本大震災などによりまして、杉並区も大きな時代の変化の中にさらされております。今後とも厳しい財政運営、財政状況が続くことが予想される中で、いかに必要なサービスを継続的に、安定的に提供して、持続可能な区政運営を推進していくかということがこの基本構想を実現する上でも大変重要な課題となっていると認識をしております。

そこで、今後の行政運営に関して特に重要と考えております4つの具体的な課題、1つ

は財政運営、2つ目は現役世代への支援、3つ目は協働、4つ目は施設の再編成、この4つの具体的な課題につきまして、専門的な知見に基づく幅広いご意見をお聞かせいただきたいと思ひまして、今般、行政経営懇談会を設置することにいたしました。

こうした私どもの取り組みに対しまして、皆様から参加のご快諾をいただきましたことを大変ありがたく、また、うれしく思っております。課題に対する区の認識や考え方に対しまして、皆様の忌憚のないご意見をぜひお聞かせいただければと思っております。

以上で簡単でございますけれども、私からのごあいさつとさせていただきますと思ひます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

行政管理担当課長 それでは、ここで、本日お手元に配付させていただいております資料につきまして、確認させていただきたいと存じます。

資料でございますが、一番上に今日の次第を置いてございますけれども、その下に「第1回杉並区行政経営懇談会資料一覧」を添付してございますので、順に確認させていただきたいと存じます。

まず、資料1でございますが、委員の皆様の名簿でございます。

資料2は、区の出席者の名簿でございます。

資料3につきましては、この懇談会の設置要綱でございます。

資料4につきましては、「行政経営懇談会の進め方」という資料でございます。

資料5から8につきましては、それぞれ添付資料とともにクリップでとめる形をとらせていただいておりますが、いずれも1枚目につきましては、今回ご意見をいただく課題として設定いたしました理由や背景、また、現時点での区の考え方をまとめたものでございまして、「課題シート」という名称にさせていただきます。

そこで、まず資料5でございますが、この1枚目の裏面をごらんいただきますと、ローマ数字の「添付資料」ということで、資料を5つ記載してございます。この課題に関します基礎データや参考資料をここに記載してございまして、ここに記載の添付資料を課題シートに続いてクリップでとめさせていただきます。

資料番号につきましては、以下、5-1、5-2という形で枝番を使用して表示しております。資料5は、資料5-5まで添付させていただいているものでございます。

続きまして、資料6でございますが、6-1から6-4まで、4種類の資料を添付しております。

資料7につきましては、9種類の資料を添付してございます。7-1から順番にご確認いた

できればと存じますが、7-4の資料につきましては、私どものすぎなみ地域大学の取り組みですとか、修了生の活動を紹介する冊子を添付させていただいております。あわせて、資料7-7につきましてはゆうゆう館、これはいわゆる敬老会館のことでございますけれども、ゆうゆう館全32施設でNPOなどの皆さんと協働事業を行っておりますところから、パンフレットで恐縮ではございますが、参考資料として添付させていただいたところでございます。7-9まで添付しております。

資料8につきましては、平成22年4月に発行いたしました「施設白書2010」、この冊子本体にブルーの紙の概要版（12ページ）を挟み込んだ形で添付させていただいております。また、その後ろには「行政施設要図」と申しまして、杉並区の地図に区立施設などを落とし込みましたものでございます。なお、資料8-3から8-5の添付資料につきましては、大変申し訳ございませんが、現在作成中ではございまして、次回までにお配りさせていただきたいと存じます。

次に、資料9は「杉並区基本構想」の冊子でございます。杉並区基本構想は、先ほど区長からも申し上げましたとおり、この3月に区議会の議決を経て策定したものでございまして、10年後を見据えた区政運営の指針となるものでございます。

この基本構想の10ページをご覧くださいと存じます。「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」という10年後の杉並区の将来像をご紹介させていただくとともに、11ページに5つの目標を設定し、取り組みを開始いたしました。

この5つの目標の具体的な道筋となるものが、資料10の「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」でございます。この総合計画・実行計画におきましては、この5つの目標に沿った具体的な施策を計画化するとともに、基本構想を実現するため、51ページに協働推進基本方針、55ページに行財政改革基本方針を明らかにしてございます。この10年間の総合計画を受けまして、63ページ以下に3年間の具体的取組である実行計画事業が記載されているという構成になってございます。

この行政経営懇談会は、ただいまご紹介いたしました行政改革基本方針を受けまして、130ページの一番上の箱でございますけれども、「これからの行財政改革の検討」の「取組内容」に述べてございます「（仮称）行財政改革に関する懇談会」のことでございます。行政経営についてご意見を伺う場としてこのたび設置させていただきました。

資料11につきましては、杉並区の将来人口推計でございます。今後20年間で推計したものでございますので、こちらの方にもお目通しを願いたいと存じます。

不足しております資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件に関しては以上でございます。

続きまして、本日ご出席の委員の皆さんのご紹介に移りたいと存じます。

本日は、お一人がご欠席となっておりますが、ご欠席の委員の方につきましては次回以降にご紹介させていただきたいと存じます。できましたら自己紹介でお願いしたいと思いますが、時間の関係もございますので、お一人あたり1分程度でお願いしたいと存じます。

それでは、恐縮ですが、お席の順番で牛山委員から順にお願いしたいと存じます。

委員 皆さんこんにちは。明治大学の牛山でございます。私は、政治経済学部で自治体経営論という科目を担当しております、専攻分野としては行政学、地方自治論ということになります。どうかよろしくお願いいたします。

委員 初めまして。菊地でございます。明治大学の経営学部に所属をしております。杉並区とは、NPO等活動推進協議会の委員をやらせていただいている関係で、今回、懇談会の委員にも参加させていただく形になったかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 労働政策研究・研修機構の小杉と申します。よろしくお願いいたします。私は、所属が厚生労働省の独立行政法人で労働政策の研究をしているんですが、その中でも私のテーマは、学校から職業への移行という若い人たちの自立過程です。フリーター、ニートという問題、あるいは学校のキャリア教育、このあたりが守備範囲となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 日端康雄と申します。西荻窪に40年以上住んでおります。大学は、4年ほど前に政策メディア研究科という大学院の教員をやっております、専門は都市計画で、工学部系でございます。よろしくお願いいたします。

委員 公認会計士の七松と申します。私は、杉並の西荻窪で公認会計士税理士事務所を営んでおまして、会計士協会の委員会では主に租税の方に属しております。ですので、行政とかはある意味、専門家ではないんですけども、私も杉並の一住民としてしっかり考えてまいりたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員 青山学院大学の西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。専門としている領域は地方財政と言われる分野でございますけれども、それとともに地方自治や、もちろん国の財政にも関心を持って勉強をさせていただいております。こちらでの勉強を他のところにも活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

す。

行政管理担当課長 皆さん、どうもありがとうございました。

続きまして、区の出席者の方をご紹介します。

まず、区長の田中良でございます。

区長 よろしく申し上げます。

行政管理担当課長 副区長の松沼信夫でございます。

松沼副区長 どうぞよろしくお願いいたします。

行政管理担当課長 同じく副区長の菊池律でございます。

菊池副区長 どうぞよろしくお願いいたします。

行政管理担当課長 そのほかの部課長につきましては、本日、資料2の名簿の配付でかえさせていただきたいと思えます。時間の関係で省略をさせていただきたいと存じます。

それでは、大変申し訳ございませんが、田中区長におきましてはこの後、所用がございますので、ここで退席をさせていただきたいと存じます。

区長 失礼します。よろしく申し上げます。

(区長退席)

行政管理担当課長 それでは、引き続きまして資料3、行政経営懇談会設置要綱第5条第1項の規定に基づきまして、本懇談会の会長の選出をお願いしたいと存じます。

規定によりますと、会長は委員の互選により定めることになってございます。どなたか会長に立候補する方、またはご推薦される方がいらっしゃいましたらご発声をお願いしたいと存じます。

委員 牛山委員がよろしいのではないかと思いますので、ご推薦申し上げます。

行政管理担当課長 ただいま牛山委員を推薦するご発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

行政管理担当課長 牛山委員、よろしいでしょうか。

委員 承知いたしました。

行政管理担当課長 それでは、牛山委員を本懇談会の会長に決定させていただきたいと存じます。(拍手)

それでは、牛山委員、会長席の方へご移動ください。

(会長席に移動)

行政管理担当課長 それでは、会長から一言ごあいさつをお願いしたいと存じます。

会長 改めまして、牛山でございます。

本当に、大先輩の日端委員からご推薦いただきまして、基本構想審議会でも日端委員と一緒させていただいたわけではありますが、言ってみれば私はコーディネートというか、皆様のご意見を存分に出していただく役割をしっかりと果たしていきたいと思います。本来であれば、大先輩の日端委員が会長をされるのがいいのかなと思いますけれども、そういう意味では、日端委員にはご専門の立場からしっかりとご発言をいただき、また、私もそれを踏まえながら、皆様のご意見をいろいろいただきながら会をまとめていきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

行政管理担当課長 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降の進行につきましては会長をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

会長 それでは、ここからの議事は役職上、私の方で進行させていただきます。

議事の方でいきますと、引き続きまして副会長の指名ということでございます。先ほどの会長の選出同様、要綱に基づいて行いたいと思いますが、設置要綱の第5条第1項の規定によりますと、本懇談会に副会長を1名置くことになっております。副会長につきましては、会長であります私の方からご指名をさせていただくことになっておりますので、規定にしたがいまして、私の方から指名をさせていただきたいと思います。

基本構想の策定におきましても、部会長として大変なご尽力をいただき、また、先ほど私をご推薦いただきましたけれども、都市計画の専門で慶応義塾大学名誉教授の日端委員に、大変恐縮ですがお助けいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、よろしくをお願いいたします。

それでは、一言ごあいさつをいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

委員 日端でございます。先ほど会長からお話がありましたように、基本構想の審議会ですとおつき合いをさせていただいて、今回、またこういうお仕事をお手伝いすることになりました。

私は、行政改革とかは専門ではないので余りよくわかりませんが、ハードウェアの方面から微力ですがお手伝いさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長 副会長、どうもありがとうございました。

それでは、次の次第に入らせていただきます。

本日、第1回の懇談会ということでもありますので、この懇談会の進め方につきまして、事務局の方からお考えをお示しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

行政管理担当課長 私の方からご案内させていただきたいと存じます。

それでは、お手数ですが、資料の4をごらんいただければと存じます。

まず、当面のスケジュールといたしまして、本日が第1回、第2回の懇談会を7月2日（月曜日）、第3回を7月31日（火曜日）、それぞれ記載の時間に開催させていただければと存じます。会場は、いずれも本日と同じこの第一委員会室でございます。

続きまして、本日はこの後、個別の課題に関しまして、早速ご意見、ご議論をお願いしたいと思っているところでございますけれども、本日は資料7の協働の関係、資料6の現役世代支援の関係、この2つのテーマを対象とさせていただきたいと思っております。

また、第2回目におきましては、現役世代の支援についてももう少しご検討をいただく時間が必要なのかなと思っているところでございまして、財政運営、区立施設の問題とあわせてテーマとさせていただいているところでございます。この第2回目までにテーマを一巡させていただいて、またその中で新たな資料が必要となつてまいりましたら、私どもの方からお示ししながら、また第3回におきましてテーマ全体についてご意見をいただくことができればと思っております。

次に、基本的な進め方でございますけれども、まず、この懇談会は区から諮問し、答申をいただくという形式にしておりません。この懇談会では、区の認識や考え方を私どもの方からお示して、それに対しまして方向性とか、今後どんな検討をしていったらいいのかなど、幅広いご意見をお聞かせ願えればと思っております。そして、第3回目までに総論的・総括的議論をいただきまして、皆様からのご意見を踏まえ、私どもとしましては区の基本的な考え方をまとめてまいりたいと思っております。

第4回目以降につきましては、まだ具体的な日程などの調整をしておりますが、今後の検討状況に応じて適宜懇談会を開催することにさせていただいて、区が検討しました具体策をお示しするなどしながら、検討をさらに進めさせていただければと思っております。その際には、またスケジュール調整のご協力をよろしくお願いしたいと存じます。

なお、資料7にも記載がございますけれども、協働に関する具体的な検討につきましては、附属機関でございます杉並区NPO等活動推進協議会の方で行わせていただければと

存じます。

また、冒頭で申し上げましたけれども、懇談会の録音や撮影の申し出などがございましたら、本日は私の方からお伺いしましたけれども、今後は会長の方から皆様にお諮りした上で許可をするという形で、また、会議録については全体を録音し、その反訳をいたしまして、事務局の方から皆様に内容確認をさせていただいた上で、これまでも全文を公開させていただいてございます。こうした取扱いにつきましても、あわせてご了解いただければと存じます。以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの進め方についてのご説明につきまして、何かご質問、あるいはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ただいま示された進め方にしたがっていきたいと思います。

では、次に区から示されました課題について、事務局から資料のご説明をいただきたいと思います。なお、今のお話にもありましたように、区からは4つの課題をお出しいただいているわけですが、事務局のご説明のとおり、日程の関係等も踏まえまして、本日は協働のあり方と現役世代支援の2つのテーマについて議論をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局の方から資料の説明をお願いしたいと思います。

協働推進課長 協働推進課長の畦元でございます。

まず、課題シート「新たな協働のあり方について」、資料7と資料7-1から9を使いましてご説明申し上げます。

まず、資料7にございます「課題の背景・課題とした理由」でございます。平成14年に資料7-1にございます「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」を制定いたしました。その条例に基づきまして、資料7-2でございますが、平成14年にはNPO支援基金の設置、同じく現在のすぎなみNPO支援センターの設置、平成16年から18年にかけて、NPO等からの協働事業提案制度の創設、資料7-2の裏側に行きまして、平成18年4月にはすぎなみ地域大学を開校いたしました。

そういった施策を通しまして、その結果、資料7-3、すぎなみ地域大学につきましては18年度からの実施状況をごらんいただきますように、6年間の合計で受講者が約6,000人以上受けておられます。そして、受講者のうち地域活動の参加率でございますけれども、地域活動につながる600人のうち531人が参加されておりまして、参加率は平均で82%となっ

ております。

それから、資料7-4でございますが、先ほどの冊子、地域大学の修了生が実際に活動されている実践集をご用意いたしました。これは今年に入りまして、修了生の方がどんな活動をしているか、座談会形式で行ったものを冊子にしたものでございます。具体的にどのような活動をされているかがこの冊子でうかがえるかと思えます。

それから、資料7-5でございますが、こちらは区内に事務局を置きますNPO法人認証団体数の推移でございます。11年度からの統計になってございますが、23年度末で321の団体がNPO法人の認証を受けておられます。主な活動分野は、やはり医療・福祉関係、社会教育関係が多くなってございます。

それから、資料7-6でございますが、こちらはことしの2月に区役所の関係所管課を対象に、協働している相手方を調査したものでございます。協働の相手方として一番多いのがNPO法人でございました。協働していないという課もございまして、協働が「あり」と答えた所管課は約45%ございました。

それから、資料7-7でございますが、これは先ほどの「ゆうゆう館のご案内」のパンフレットでございます。中をごらんいただきますと、32館のうち約28館、NPO法人が運営の委託を受けております。そして、運営団体が主催する主な講座がいわゆる協働事業で、その法人が持っているノウハウを生かした協働事業を行っているものでございます。

こういった施策を通して、いろいろな協働のあり方が実践として行われてまいりました。しかしながら、こういった多様な主体が活動を展開するようになりましてけれども、また、区民の地域社会づくりへの参加意向も高まっておりますが、一方でボランティア活動の経験がある者の割合が余り変化していないというのが資料7-8でございます。

資料7-8をごらんいただきますと、気持ちはあるけれども、実際は活動していない方、活動している方が少ないという統計が区民意向調査からも出ております。協働の地域社会づくりについて、平成22年11月に調査したものにきまして、「できる範囲で参加したい」、「求められれば参加したい」というご意向はございます。

それから、条例で、活動拠点として「すぎなみNPO支援センター」を設置してございます。これは、NPO等の活動の支援、また、NPOや地域団体とのネットワーク化、地域における協働推進のための中間支援組織として行っておりますけれども、まだまだその機能については発揮していく余地があると考えております。

それから、NPO支援基金でございます。最後の7-9の資料をごらんいただきますと、

NPO支援基金を14年度に設置してございます。寄附金額が14年度は300万以上ございますが、その後、18年度、360万をピークに下がってきております。こうしたことで、寄附金額が下がってきているということで、今後の活動に影響があると考えております。

5番目、すぎなみ地域大学でございますが、先ほど申し上げましたように、講座修了後の活動の受け皿を用意した人材育成を行ってまいりました。協働の担い手づくりという面では一定の成果を上げてきておりますけれども、やはり受け皿がなくても自分たちで団体をつくってという団体の設立数は余り多くございません。そういった意味では、地域のさまざまな課題についてみずから考え、行動する人材を育成することが不可欠ではないかと考えております。

最後、6番目ですが、協働事業提案制度を16年度から18年度の3カ年で行いました。これについては、地域に潜在化する課題に対して、区と団体がともに解決に取り組むということで行いましたけれども、実施後の評価におきましては、先駆性や団体の独自性等を生かした提案が少なかったという評価を受けております。また、その後に創設されました民間事業化提案制度につきましても、民間企業、NPO法人から事務事業を対象に提案を受けましたけれども、新たな事業実施に関する提案や単純な委託等の提案が多くて、提案件数も年々減少をたどってきたものでございます。この件数につきましては、資料7-2のところにそれぞれ件数を挙げてございます。

資料7の裏側に行きまして、「現時点での区の考え方・方向性」でございます。これからも区が提供する公共サービスだけにとどまらず、区民等との協働による多様な公共サービスの提供の可能性の拡大を目指してまいりたいと考えております。そのため、以下の取り組みということで4つ挙げてございます。

1つ目が地域活動団体のネットワークの構築や協働に結びつく情報収集・情報提供など、これまでの「すぎなみNPO支援センター」の活動の検証を踏まえ、NPO等がさらに力を発揮できるような中間支援の充実。2つ目がNPOの活動支援に向けて、「NPO支援基金」の充実。3つ目が団塊の世代の地域還流を契機とした区民の社会参加意欲にこたえ、地域活動に必要な知識や技能等の修得を支援する目的で設立した「すぎなみ地域大学」の役割を検証して、人材育成の充実を図る。4つ目が地域の課題を解決する公共性・公益性のある事業を提案する、また、区が行う事業の効率的・効果的な執行を提案する新たな「協働事業提案制度」を再構築するという方向性を考えております。

添付資料は以下のとおりでございまして、「その他特記事項」でございまして、すぎな

みNPO支援センター、その中間支援組織のこととNPO支援基金、協働事業提案制度については、懇談会におけるご意見を踏まえまして、杉並区NPO等活動推進協議会において具体策の検討を行ってまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

会長 ありがとうございました。

そうしましたら、続けてご説明をいただいて、その後、分けて議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

産業振興センター次長 産業振興センター次長の安尾と申します。よろしく願いいたします。

課題シートの6「現役世代への支援」について説明させていただきます。

現役世代と申しますと、一般的には非常に広い概念として、リタイアせずに働いている世代であるとか、定年退職していない労働者であるとか、年金制度などにおいて税金を納める側にある世代というのが一般的ではないかと思えますけれども、義務教育修了後の15歳～64歳、生産年齢人口と言われる年齢で、非常に幅広い年齢層にわたるかと思えます。

この現役世代に対して、区はこれまで子育て、介護などの福祉施策、あるいは教育面の施策について、国や都の制度などとあわせて充実を図ってきたところでございます。しかしながら、昨今の社会経済情勢におきましては、景気動向あるいは雇用環境の悪化などさまざまな要因が反映しまして、就労に対する支援の必要性が高まってきていると考えてございます。

課題シート6の背景、4つ記載がございますが、1番「厳しい雇用環境」、2番「就労できない理由の多様化」、3番「雇用の悪化による社会的影響」、4番「雇用問題にかかる基礎自治体の役割の高まり」と順を追って説明させていただきます。

1番「厳しい雇用環境」の若年層の高い失業率につきましては、資料6-1をごらんください。

この資料は、東京都と全国の15歳～24歳、25歳～34歳の失業率を記載したものでございます。平成14年、15年をピークに、平成19年までは緩やかな減少傾向でございましたが、リーマン・ショック以降、失業率が上昇に転じまして、下段のほうに数字が載っておりますけれども、平成22年には東京都の15歳～24歳の失業率が10.2%、全国の全階層計が一番下ですけれども、平成22年は5.1%ということで、倍の数字になってございます。これだけ若年層の失業率が高いということが言えようかと思えます。

それから、非正規雇用につきましても増大していると国の資料等では出ております。お

手元に資料は配付してございませんけれども、1990年には非正規雇用率が約20%であったものが、2011年には35.4%まで上がってきているというふうに国の数字で出てございます。この非正規雇用の増大といいますのは、雇用の不安定ということから賃金も安い。そういった問題から将来設計も立てられないし、また、未婚・晩婚が進んでいるということも考えられると思います。

資料6-3をごらんください。これは男女別、正社員、正社員以外別の平均賃金を年齢別に記載したものでございます。男性の正社員以外の賃金価格がフラットに近い形でございまして、非正規雇用の賃金面は、年齢が上がってもなかなか上昇しないということがこれでわかるかと思えます。

また、課題シートの の2番「就労できない理由の多様化」を二つ挙げてございます。(1)家庭や個人の抱える事情(就労阻害要因)の多様化と、(2)雇用のミスマッチ(求職側と求人側のミスマッチ)、こういった問題があるかと考えております。

家庭や個人の抱える事情といいますと、子育てや親の介護といった家庭の問題、また、疾病や障害など個人の抱える事情によって仕事ができない。また、働く目的にやりがいを求める若者がふえておりまして、仕事に対して収入だけでなく、やりがいを求めているということ。それから、自分の望む仕事となかなかマッチングできないということで、自分に合った仕事に出会うまでは仕事を控える。あるいは、人間関係に失敗して自信を喪失したり、就労意欲が低下したという場合もあろうかと思えますが、いろいろ就労できない理由が多様化しているということもあろうかと思えます。

それから、3番「雇用の悪化による社会的影響」。これは、先ほども説明させていただきましたが、未婚・晩婚化であるとか少子化の進展、それから社会保障費の増大、社会保障の担い手の減少、経済の活力が低下している、そういった問題もあろうかと思えます。1つ大きく言えるのは人口構成の変化でございまして、高齢者を支える現役世代の数が、昔は1人を9人で支えていた社会から、近年では3人で1人を支えている。将来的には1.2人で1人を支える社会が到来するとも言われていまして、社会保障費の増大も影響が大きいということです。

4つ目ですが、「雇用問題にかかる基礎自治体の役割の高まり」でございまして、住民の抱える雇用問題に対するとらえ方として、基礎自治体としての役割、景気雇用の問題を国や都の問題だとするのではなくて、基礎自治体として、住民に一番近い存在だからこそできることを改めて整理し、行うべきことは行うべきであろうと考えております。

こうした4つの背景を踏まえまして、就労支援、また、杉並区の特性を踏まえた上での就労支援の方向性について説明させていただきます。

まず、課題シートの1「住民に最も身近な存在としての支援」ですが、(1)就労相談、キャリア教育及び訪問支援などの各支援を行う。住民に最も身近な存在の基礎自治体としての役割は、区民が住んでいるまちでさまざまな就労支援を継続的に行う必要性があると思うっております。例えば、杉並区に最も近い職業紹介所は「ハローワーク新宿」でございますけれども、わざわざ新宿に行かなくても、自分の住んでいるまちで就労相談に乗ってもらえる。気軽に相談に行けるような就労支援が必要ではなからうか。

今現在、区の方で考えておりますのは、資料6-4になりますが、杉並区とハローワークが連携して、これは国のアクションプランに基づくものですが、ハローワークが職業安定法に基づく職業紹介事業を行う。区はそこへつなげるための求職者に寄り添ったきめ細かな相談を、「1充実した相談」と書いてありますけれども、ステップ1、ステップ2、場合によったら心理相談を行っていききたい。それから、下段の方ですけれども、情報提供も幅広くやっていききたい。

それから、一番下ですが、「区内企業とのパートナー関係」ということで、区内企業をできるだけPRして、パートナー関係を構築していくといったことも考えてございます。それから、下段の右側、区とハローワークが協働で面接会、各種セミナー、講座・ツアーを実施していく中で、全体として就労支援を行っていききたいと考えております。それから、区民にとっては身近な自治体であるからこそ、キャリア教育による仕事観あるいは勤労観の醸成や就職後の継続支援などのアフターケアなど、1人の人間の成長や人生の流れに応じた臨機応変できめ細かな支援ができるのではないかと考えております。

一方で、就労の支援だけではなくて、杉並区は区内最大の事業者として、直接雇用の創出、あるいは区の事業の外部委託で新たな雇用を生み出すといったことも可能でございますので、これは1の(3)に記載がございますけれども、「事業体として区の直接的な雇用創出、区の事業のアウトソーシングにより雇用機会の拡大を図る」。つまり、区も支援する立場だけではなくて、雇用する立場で就労支援が可能ではないかという考えが(3)でございます。

それから、2として、「きめ細やかな対応をするための総合的な支援」。先ほども説明させていただきましたが、就労を希望する者の個々の実情に応じたきめ細かな相談支援を行うために、「(仮称)杉並区就労支援センター」を軸にして、庁内組織間や国等関係団

体との連携・ネットワークを活用した総合的な支援を行っていききたい。この杉並区就労支援センターは就労支援の軸となるところでございまして、このセンターの基本コンセプトは、求職者に対して身近な区が支援を行うということでございます。

しかしながら、先ほど説明させていただきましたように、家庭の事情であるとか、個人の病気、障害などさまざまな就労阻害要因がありまして、就職できない人たちの支援も重要です。個人の事情に即したきめ細やかな対応には、子育て支援、介護支援などの福祉的支援と連携することが重要であると考えています。また、キャリア教育などの教育施策との連携の総合的な支援、組織横断的な支援体制の構築も必要であろうと考えてございます。

それから、最後の視点として、3「創業・起業支援」があるかと考えてございます。杉並区は住宅都市でございまして、区内に大きな企業も少ないなどの状況から、雇用の観点だけではなくて、区内で若者がみずから仕事をつくる、創業する、事業を起こす意欲のある者を支援することも重要であろうと。創業、起業が雇用を生み出す可能性もあるという視点も持ちまして、求職者が自分で働くだけではなくて、創業、起業するということも、今現在区といたしましては、相談あるいは事務所の貸与、融資のあっせんであるとか、やっておりますけれども、そういった創業・起業支援も積極的に行っていききたい。

現役世代と言いますと非常に幅が広いものでございますけれども、今回、委員の皆様からご意見をいただきたい就労支援の取り組みの対象としましては、おおむね15歳～34歳までの若者をターゲットにしたいと考えております。

資料番号が前後して申し訳ございませんが、資料6-2をごらんください。

ここには「若年無業者数の推移」が記載されてございまして、若年層の無業者数は減少もしくは横ばいでございます。若年無業者の定義が下の方にございますが、「15歳～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者」という定義、国の定義でございますけれども、それを引用させていただいております。

35歳以上、35歳～39歳につきましては増加傾向にございます。これは5年ぐらい前からの若年層の無業者がそのまま上の年代に上がっていったという構造ではなかろうかと思えます。就労の入り口となる若い世代のうちにしっかり支援を行って就労に結びつけないと、働き盛り、社会の中心となる世代の労働力に空洞ができることが想定されますので、そういった意味でも若者の就労支援に特化して検討していききたいところでございます。私からは以上です。

会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方から、資料6の協働、資料7で現役世代支援という2つのテーマをご説明いただきました。最初の方でご説明がありましたように、区側の提案といたしますが、問題提起に対して、専門的な見地からご意見をいただくということになっております。終了が8時ごろと想定いたしまして、1時間程度議論をさせていただければと思います。2つテーマがございましたので、一度にとということではなくて、30分ぐらいずつ皆様からご意見をいただきたいと思っております。

まず、最初に説明いただきました協働のあり方につきまして、後半は現役世代支援について議論をしていきたいと思っております。これから30分ぐらいお時間をとって議論をいただきたいと思っておりますが、本日ご欠席の委員から事前に事務局がご意見をいただいているようなので、それをご披露いただけますでしょうか。

行政管理担当課長 それでは、私の方からご紹介させていただきます。

今、会長が言われましたように、委員がどうしてもご出席いただけないということで、今回の資料のご説明に上がるとともに、ご意見あるいはご感想などありましたら、この懇談会の場に反映させていただきたいと申し上げましたところ、幾つかいただいてまいりましたので、聞き書きではございますけれども、私の方からご紹介させていただきたいと思っております。

協働についてでございますが、どのような地域でも普遍的にやろうとすればどうしても「ムラ」が出てきてしまう。例えば区内全域を「ムラ」なくカバーしたいのか、行政としてどのようにその「ムラ」をカバーしていくのか、そういったことを考えなくてはいけない難しい課題であること。また、NPOあるいは地域の団体の皆様に区としてどの程度期待するのか、何を期待しているのか、整理していく必要があるのではないかとご意見。

次に、こういった地域活動の参加のレベルといたしましては、1対10対89という理論があるのをご存じでしょうかと投げかけられました。お聞きしましたところ、100人の人間がいれば、1人がリーダーとして中心を担おうとする人物、10人がリーダーとともに組織的に手伝っていかうとする人物、89人は機会があればやってもいいかもしれないと思っいる人物が出現するといった考え方だそうでございます。したがって、こういった理論を踏まえた段階的なプログラム、例えばまず参加を促す。次のステップとしては、具体的プログラムをつくることができるようになる。一番大きいところでは、リーダーとしての養成を行う。こういったステップに応じたプログラムとステップアップを意識した支援が大切になってくるのではないのでしょうかというお話です。

あと、やはり地域でNPOや各種団体など、横串にできるような体制が必要であるということ。すぎなみ地域大学がそもそも団塊の世代の地域還流をターゲットにしていたというお話をさせていただきましたところ、団塊の世代になりますと、例えばパソコンですとか、ネット環境ですとか、そういったものに弱かったりしますので、現在のNPO支援センターの情報共有やネットワーク化の機能などを強化することが必要ではないか。おおむねこうしたご意見やご感想をいただきました。以上でございます。

会長 ありがとうございます。

委員のご意見も踏まえましてご議論いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。ご意見をいただければと思いますが。

委員 この協働の資料を読みまして、何だか高齢者の話ばかりという感じのイメージです。杉並の人口構成を見ると、やっぱり若い世代が多い地域だと思います。学生の力がかなりある地域だなということを感じます。

今、協働の担い手というのは、就業から離れた時間のある世代という意味では高齢者になりますが、もう1つ学生をもっと取り込むことが大事なんじゃないか。今、高等教育改革の中で、中教審などで高等教育をどうするかという議論の中で1つのテーマになっているのが、学生にどうやって実社会との接点をつくって、そして今、高等教育の目標として掲げたのは、多様な変化の多い時代の中で培った知識や専門知識・能力を生かして最善解を見つけるような能力を培うのが高等教育の役割だという話が出ています。

そういう高等教育の役割を果たすために、高等教育はどう変わったらいいかというところのテーマで出てくるのが、サービラーニングとかプロジェクト型学習とか、実際の社会の課題、実際の企業現場に入って、企業現場の課題とかを自分の力で見つけ出して、そして、その中で最善解を導き出す。そういう学びのあり方がこれから求められている大学のあり方ではないかと言われているんですね。

そうしたとき、まさにそのテーマは、実はこの協働のあり方の中で地域大学をつくってやってきたことそのものではないかと思うんですね。これだけ大学や高校があって、若い世代がいるこの杉並だからこそできることというのは、こういう協働を時間のある年配の方の協働だけではなくて、学生を巻き込んでいく。実は学生側にもニーズがあるし、大学教育も本当はサービラーニングの場所を求めているし、プロジェクト型学習のプロジェクトのテーマを求めている。それを接続できないかと。実は、この話は私の中で現役世代の支援と表裏一体のもので、現役世代の支援にそれがかかってくるんですが、そういう杉

並ならでの持っている資源としての若者の力を生かせる協働の仕方が考えられないかなと思うんです。

会長 ありがとうございます。和泉校舎を持っている私や 委員の耳には痛い話ですが、実は先日も、区政モニターの会議にちょっとお邪魔しましたらそういうご意見が出まして、「大学生は何をやっているんだ」と。もう謝るしかないんですけれども。

しかし、仕組みとしていかがでしょうか、担当課長。区内大学との連携・協働みたいなことにつきましては、何か今の仕組みや施策など進められていらっしゃる部分がありましたら、ご説明をいただいてもよろしいでしょうか。

協働推進課長 区内の大学との連携につきましては、協定を結んで今までもしております。

もう一つ、地域大学の中の申込者の年齢ですが、10代の方、20代の方もいらっしゃいます。ただ、やはり平日の開校になりますと、どうしても女性の方でしたら、40代、50代、男性の場合ですと60代以上にピークがございます。現在、土曜日、日曜日開校ということもしておりますので、そういった中には20代の方も来ていただいております。

会長 その辺での工夫ということもあるかと思えます。もしできましたら、そういったこともの中に少し組み込むようなことが必要かなと。あとの現役支援の話ともリンクしてくるかと思えますけれども。

ほかにはいかがでしょうか。

委員 私の質問ではなくて、今の質問に対する回答について質問なんですけど、どこの自治体も協定を持っているという話はするわけで、協定の中身を質問されていたのだと思います。大学との協定が実際どのようなもので、どのような活動がなされているのかというのが今の 委員からの質問の趣旨だと思いますが、いかがでしょうか。

協働推進課長 手元にある資料でご説明申し上げます。

「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定」というのがございます。これは平成16年10月に区内の高等教育機関と結んだものでございまして、その内容が、協定に基づき行う事項ということで、1番目が「教育、文化、スポーツの振興・発展のための連携」、2番目が「人材育成のための連携」、3番目が「まちづくりのための連携」、4番目が「産業振興のための連携」、5番目が「その他、両者が協議し必要と認める連携」となっております。具体的には女子美術大学との連携協働ということで、杉並区と女子美とのデザインにかかわる連携協働に関する協定書を取り交わしまして、デザイン案など

を作成していただいて、協働してポスターなどを作成していただいているという動きがございます。

委員 それは大変いいことだと思いますが、できればもっと突っ込んで、ぜひ明治大学でサービラーニングを、今、福祉あるいは教育等の現場で困っている事態を学生がみずから発見して、その解を求めるようなことをゼミでやるとか、ぜひ委員のゼミでという感じになってくるのですが、そういう学生の学ぶ場としての地域ですね。地域で学生が学ぶ、学ぶための材料をまさに地域課題という形で提供する。先ほどの協定の内容には、もちろんそれが含まれているので、ただ、それが含まれているだけで、まだそこまでいっていないような気がするので、深い連携があったらいいなと思います。

会長 NPOの協議会のほうで 委員も頑張っていたいただいていると思いますが、いかがでしょうか。

委員 今、 委員のお話の中で、本学としてもしっかりやらないといけないなということと、戦略として、学生に学ぶ場を開放させつつ、その活性化をしていくという方向性も1つあるかと思います。

私も毎年、長野県の小布施町というところに学生を連れていっていますが、まさしく学ばせる場所を提供することによって活性化を図っています。東京理科大学などは、もう既に常設のまちづくり研究所を持ってありますけれども、そういった形で学生のサービラーニングというお話がありましたけれども、そういった方向性、かつて北海道がキャッチフレーズとして「試される大地」というキーワードをつくりましたけれども、「学ばれる区」という形でやっていく方向もあるのかなと、感想めいたことで今感じたところです。

あと、協働のお話の中で、特に資料7の表側の6の部分でしょうか。平成16年度にNPOからの提案制度を実施して、平成19年度には事務事業の評価、恐らく大勢の事務事業を公表して民間事業者等からの提案を受けたけれども、なかなかうまくいかなかったということだったのだと思います。

例えば、平成19年度に実施した事務事業評価をベースとして提案するというのは、事務事業をベースとして何か新しいことを提案していくといっても、やはりどうしても基礎となる情報が事務事業となると、なかなかそこから、ましてや行政外部の人間が、ある事務事業とある事務事業を組み合わせることによって新しい公共サービスを提供するということは、なかなか難しいのかなという印象を持っておりました。

近年ですと、こういった提案を一緒につくり込んでいくというやり方が、PFIでは競

争的対話方式という言い方をしていたと思いますけれども、提案を受けて、具体的にどう
いうふうにそれを実施可能な形にしていくかを両者がひざ詰めで対話していくやり方です。
つまり、100%の提案でなければ受け付けないというやり方ではなく、一緒につくり込む。
まさしく協働事業を協働でつくり込むというような手続きなどもこれから必要になってく
るのかなということが1つあります。

あと、NPO支援基金には私もかかわっておりまして、今年度から、新しいやり方とい
いますか、1つのNPOがほかの団体と、それは企業であれ、ほかのNPOであれ、地域
団体であっても構わないんですが、何か一緒に協働事業をやる場合に、少しお金をつけよ
うというやり方を設けてみました。協働というのは、行政とNPOとの協働に限らない、
広い意味での協働のパートナーを探してきて、両者の持っている強みを生かして、新たな
価値を提供するものについて支援をしていこうということを制度としては設けたんですが、
ややその周知期間が短いということで申し込みがなかった。こういった仕組みをどうやっ
てつくっていくのか、これからは少し考えないといけないなと感じています。それは、す
ぎなみNPO支援センターという中間支援組織の役割としても重要となってくるかと思わ
れます。

あとは、NPO支援基金ですけれども、近年、寄付金が減っている。恐らく、寄附をす
る側が寄附をしようと思った際に、例えばふるさと納税制度であったり、寄附をする先の
メニューがふえた中で、NPO支援基金が寄附をする側にとっての魅力をPRしていくの
かということ少し考えないといけないなという印象を持っております。とりあえず以上
でございます。

会長 ありがとうございます。具体的にはこちらの議論も受けて、またそちらの委員
会でもご議論いただくようなことですので、いろいろな側面からご意見をいただければと
思います。

委員、最近、行政法学の分野でも契約のあり方について、例えば協働契約とか、そ
ういうようなことも大分議論されているようですが、その辺まで踏み込んで少し議論する
ということはあるんでしょうかね。

委員 できれば、そうしたいなと思います。いわゆる請負という形での委託者、受託
者という関係がないやり方や、財政的なお金の出し方についても、事業に対する委託、受
託という形ではない、例えば負担金という形で区がかかわるようなやり方もあろうかと思
います。いろいろな組み合わせを考えつつ、もしかしたらその中で **委員**からのアドバ

イスをいただけるかもしれませんが、公金支出のあり方として、ぎりぎりの線のできるやり方も含めて少し考えていければなと思っております。

会長 いかがでしょうか、 **委員**、何か。

委員 今の質問のお答えというか、私は会計事務所をやっておりますので、最近、NPOとか普通のボランティア活動をされている方の相談がありますけれども、やはり人が集まり、お金が集まってということになると、マネジメントというか経営のようなものが起きてくる。何かをやりたいという方は、少し経営とか管理に疎い方も結構いらして、先日ご相談があったのは、皆さんやりたいことはたくさんあるんだけど、そのお金を

そこは賛同されている方がいらっしゃって寄附もかなりあるわけですが、お金の管理をやりたい人がいないので困っているというご相談がありました。それから、一部の人が仕切ってしまうと、それが内部で問題になっていて、何かこのままだと続いていけないというような悩みを承って、どなたか一緒にやっていってくれる人はいないかという話もありました。私自身が、余りよくわからなくて申し訳ないんですが、こんな相談を受けたことがありました。

私も先日、地域大学に1回参加させていただいて、とてもいい会だなと思いましたが、そういう教育もあるのですが、運営していく方に、最初のうちだけでも組織はこうするんだよとか、あるいは稟議というか役員会はこうするんだよとか、お金の管理はこうするんだよみたいなことを、実際に指導しながらサポートできるようなところまでいけば、もう少しいい組織が続いていけるのではないかなとちょっと思ったことがございます。

会長 ありがとうございます。 **委員**、今のお話はよろしいですか。

委員 現役世代への支援とのつながり、次の話になると思いますが、仮にこの協働と現役世代への支援ということをつなげていく場合には、かつては、例えば愛知県の高浜市ですとか、先週の日経新聞に足立区の例が載っていたかと思えますけれども、行政事業サービスを請け負う会社や、第三セクターのような自治体が出資した会社をつくって、そこで職員でなくてもできるような事業を請け負っていくような行政サービスのアウトソーシング会社、受け皿をつくって、そこで雇用を生み出していくという形も1つの方向性、選択肢としてはあろうかなという印象を持っておりました。

その中で、足立区でも、いわゆる偽装請け負いにならないためにはどうしたらいいとか、相当いろいろな議論があったと聞いておりますし、公務員の行政処分にかかわるような行為にどこまで踏み込めるのかということについても、細かい制度設計が必要になって

くるかと思いますが、資料6の現役世代への支援ということで言うと、そういったつながりもあろうかと思っております。

会長 その点、また後ほど後段の議論でも深めていただければと思いますが、委員、いかがですか。

委員 協働の議論は、基本構想のときにも随分ありました。自分の専門的活動としては、この分野での経験はないんですが、ただ、行政的に考えると、こういう領域は目標みたいなものが入り込む余地があるのかないのかだと思います。あり方というのは、新たな協働を拡大し、あるいはそれを審査しようという考え方が込められていると理解すると、例えば、地域大学のように1つの多分これは行政が支援をしていると思いますが、これを見ると、受講者が大体1,000人ぐらいで安定しているような状況なんですけど、これをよしとするのかどうかですね。

この資料7の5番目を見ると、今回我々は、区がおやりになっていることや考え方にいろいろ意見などを出すということで、区は一定の成果を挙げているとおっしゃっているんですけども、これはどういう意味かということです。つまり、量的に言うと、1,000人が一定の成果なのか、これはもうこれでいいのか、というような発想が入り込む余地があってもいいのではないかとちょっと思うんですね。

会長 もっと量的拡大をすべきとか。

委員 そうそう。量とか、そういうことを目標的にとらえることもあり得るのではないかと思います。協働というものは、余りそういうことになじまないようにとらえられておられるんじゃないかと思うんですね。

会長 その点について、行政側はいかがでしょう。

協働推進課長 多くの方が受講され、また、修了しておりますが、実は同じ方が受講されているという実態もございます。そういったことを考えますと、修了した方が確実に地域活動に入っていただくということは、こちらとしては成果と考えていきたいと考えております。

松沼副区長 私も最近、記憶が断片的に欠落する部分があるので、どこまで正確に言えるかという不安もありますが、さかのぼって思い起こしてみますと幾つかございまして、議論の参考になればということで申し上げます。

まず、そもそも何で地域大学をつくらうということになったかということ、ちょうど団塊の世代が60歳の定年期を迎えて地域に還流してくる時期で、日ごろ地域にかかわっていな

い世代の人で地域貢献をしたいという希望、欲求がかなり出てきた時代がございました。そういうことに対して、やはり地域貢献ということをとらえて、それはぜひやってもらいたいということ。あわせて、そういった方々は知識や経験がありますから、それを地域コミュニティの形成や活性化、あとは行政運営に何か活用できるのではないかとということから始まったのがこの地域大学でございます。

資料をめくってみますと、かなり若い方もいらっしゃいますが、基本的に一番初めのころの目的としては、地域に還流してくる団塊の世代をターゲットにということを出発したのが地域大学で、その後、さまざま地域の方のご意見ですとか、地域大学の内容もある意味では幅広くなってきてはいますけれども、当初の意図はそこにあったということが1つでございます。

それからもう1つ。平成16年度にNPOからの協働事業提案制度をつくって、3年間やってきました。それを中止するのと軌を一にして、資料7-2の裏側に行きますと、行政サービス民間事業化提案制度が始まる。ここの関連ですが、そもそも16年度からのNPOの協働事業提案制度というのは、区の事業の中で、区民の方やNPO法人の方とともに協働して、行政の事業も含めて何か事業を推進することができないかと。ですから、どちらかという、区の事業の中でともに協働して何か行えないのかなということで、それを提案してもらった制度として始まったのがこの平成16年度からの提案制度だったんです。

実際、進めてみてわかってきたことは、ちょっと誤解を与えるような言い方になってしまいかもしれませんが、私どもから見えてまして、NPO法人の方がやりたいことはすごく細かく、詳しく提案されてきました。ただ、当初、区の事業の中で何か一緒にできないのかなとイメージしていたものと随分かけ離れている提案が多かったことがありまして、そこは区としてもまだ若かったということもありますし、いろいろな大学の先生等も含めて、かなりけんけんがくがくと議論をさせていただいたような記憶があります。

そういうことの中で、平成18年度には提案数も下がってきているということで、一旦ここで休止して、もう一度考え直したほうがいいのではないかとということが出てまいりました。その中で議論になっていたことは、先ほども委員の方から出ておりましたけれども、まず契約の問題が出てきました。先ほど負担金ということで、委託・受託の関係ではなく対等に、その対等ということについて、正直言って行政の方はこだわりました。今の契約制度の中でそれができるのかできないのか。要するに対等と言っても、委託・受託の関係は基本的に変わらないのではないかと議論があって、その議論はそのまま終わって

いて、あの時点のまま凍結しているという状況があります。

それから、行政処分の問題は、その次の民間事業化提案制度の中でかなり議論がされました。民間事業化提案制度は平成18年度から始まるんですけども、その当時、千葉県の市川市ですとか、志木市ですとか、佐賀県もやっていたけれども、NPOに限らずに提案をしてもらい、協働して何か一緒にできないか。それは、NPOだけじゃなくて民間、もう少し幅広く、企業、株式会社も含めた社会福祉法人等々、幅広く提案をしてもらおうということで始まったのがこの制度だったんです。

ただ、行政処分の関係や行政の範囲というのはどこまでなんだという議論があり、それはちょっとやりすぎじゃないかというような意見も含めてさまざまありました。その中で、雇用の創出の問題は、正直言って余り議論はされていなかったように思います。

そのような経緯を経て今に至っているわけですが、基本構想を審議していただいた審議会の中で、今の時代に即した新たな協働を再度考えていくことが議論され、我々としても検討していかなくてはいけないというところに来ているということですが、では、こうやるのが今までの経験を生かすことができるという結論的なところまではまだ至っておりませんが、そういう試行錯誤があったということだけ申し添えます。

会長 ご説明いただきまして、ありがとうございました。これまでの経緯も踏まえて議論をしていかなくてはいけないところもありますが、そういった中で新たな協働ということをもた引き続き議論させていただきたいと思います。

1点だけ。実は、たまたま先日、ある県の市町村の協働担当者の研修みたいなものがありまして行ってきました。ここでもいろいろこういうことをやるとか、協働のあり方を議論されておりましたが、行政側が協働ということにどのように取り組むのか。その辺の議論も少しあっていいのかなと思うんですね。特に、協働担当者、担当課長がいらっしゃいますが、担当課は頑張っているんだけど、ほかの課に行くと協働ということが余り理解されていないとか、全庁的な取り組みにどうやっていくのかという、その辺が逆に住民の皆さんの信頼に応えられないのではないかというお話がたくさんありました。杉並区がそうだとということではありませんけれども、行政としては協働にこんなふう組織的に取り組むんだよということがこの辺にちょっとあってもいいのかなと思いましたので、一言言わせていただきたいと思います。

時間の方が先ほどお話ししましたように、これはまた議論は引き続き続いていきますので、後半の話題に行きたいと思います。

今度は、先ほどお話しいただきました現役世代への支援ということで、事務局からも説明をいただいたんですが、これについて後半30分ぐらい議論をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。この辺は 委員のご専門かと思えますけれども、冒頭でよろしく願います。

委員 これも基礎自治体として福祉と教育が大きな柱であったと思います。就労も世の中が必要だからするということのも理解できるのですが、なぜ基礎自治体がと考えたときには、就労だけを全面に出すというよりは、守備範囲である福祉や教育との接点というところから切り込むことが大事ではないかと思えます。ハローワークと同じことをやる必要はないと思うので、ハローワークではできないこと、教育との関連を深く持ったり、福祉との関連を強く持つような形での就労支援のあり方ですね。

例えば足立区では、国の地域若者サポートステーションという事業を受けて、生活保護世帯の子どもに対する自立支援にかなり力を入れていたり、あるいは高校中退者に対する就労への移行支援をやっています。つまり、教育との接点、福祉との接点、その接点の中で、普通にハローワークに行き自分で仕事を探す人ではない人たちを取り込む。それはやはり基礎自治体だからこそできることではないかと思うので、そうした面をもう少し強く出したほうがいいのではないかなと思います。

それから、もう1点は、先ほどの学生の話ですが、区では支援される対象としての若者しか考えていないですけれども、若者による若者支援とか、最近そういう話も出てきていて、かつての地方でのジョブカフェの新しい取り組みとして、地域の学生を巻き込んで学生の新しい支援のあり方を考えたり、学生が自分たちで地域の事業所を回って事業所情報をつくったりという活動を積極的にやるということが展開されていました。

若者の就業は大変だという話なのですが、若者は、客体ではなく主体となってそれを変えていくような力を持っているので、大学を巻き込んだ形で支援事業を運営していくと、例えば地元企業の発掘は実は若者自身にやらせる方がいいというアイデアもあると思います。そのあたり、基礎自治体ならではというと、この地区にいる若者という資源を使うとどうなるかという、この2点について少し考えていただければと思います。

会長 特に前半の部分で、少しアイデアみたいなものはいただけますか。具体的な事例ですね。

委員 やはり一つは生活保護との関係ですね。保護世帯の子どもはいろんな形で学校

時代からうまくいかないことも多々あって、早い段階で学校を離れてしまい、高等教育まで進まない。親が保護を受けていると、働くことそのものがなかなか培われないことがあります。早い段階に介入して就業への動機づけ、学習支援をしっかりと、学校教育が受けられるようにする。中退しないで学校教育を卒業するようにする。能力的にもいろんなところでつまづくことがあるので、就業に向けてその支えをする一対一の支援がかなり重要ではないかと思います。

会長 次長にお伺いしたいのですが、今の話でも福祉や教育の幅広い分野からこの就業の問題を考えていくことになると思うのですが、実際、行政は、そこは教育委員会だとか、そこは福祉課だとか、一般的にはそういうことになりがちだと思うんですが、いかがでしょうか。

産業振興センター次長 就労支援センターは今年12月に開設を予定していますが、ハローワークと同じことをやるわけではなく、ハローワークは職業紹介事業をやる。区は職業紹介はやりませんで、その事前の相談をきめ細かくやりたいというのが1点です。

それから、来る方には、当然、今お話が出た生保の方とか、あるいは障害のある方、ニートの方、いろんな就労阻害要因の課題を抱えている方がいると思います。どうやって福祉的支援につなげるかが非常に大きな課題ですので、12月開設の段階でいろんな課題をすべて解決するのは難しいと思いますので、少しお時間をかけて、段階的に充実していきたい。どういう方が来られるのか、実際に動かしてみながらやっていきたい。福祉事務所でも就労支援専門員がいますので、そちらにつなぐことも可能と思います。

松沼副区長 今、所管の次長は現状を述べたところですが、議会での様々な質問に、どのように答えたらいいのか検討する際にいろいろ議論をした中で、生活保護の生活自立支援員、これはそこに働く場を創出するというので、非常に有力な一つではないかという議論をしたところなんです。委員もおっしゃっていたように、まさに協働とも表裏一体の関係になって、ではその先をどうするかというところでまだ立ちどまっているのが現状です。

生活保護の生活自立支援員からいろいろ考えますと、今の日本の公務員制度はそうっていないのであくまでも想像ですが、例えば北欧のようにヘルパーが公務員で、短時間公務員という形態もありますし、そういうワークシェアリングができれば、雇用の創出という点では違って来る。とはいっても、今の日本の公務員制度の中では現実的ではない。そうすると、嘱託員やパートでということになってくる。今度はそれが非正規雇用だという

批判も出てくるので、そういうジレンマの中で今検討しているのが実態です。

委員 今の委員の論点は、高校を中退したような、生保世帯のもう一つ手前、将来なってしまうかもしれない方々が、そのやめた瞬間に何とか就業意欲を喚起したり、高校卒業まで持っていくところも重要だという論点だと僕は思っていたんです。

その意味では、もう生保を受給している方々への対応は皆さん頑張っていると思うんですが、その離脱してしまう瞬間、または中学校にも行かなくなってしまう瞬間、そこを支援することが基礎的自治体ならではのサポートのポジションではないかというのがご発言の趣旨だと思っていたんですが、僕がちょっと勘違いしていますでしょうか。

委員 2点申し上げましたので、一つの点はもちろんそのとおりです。もう一つは、やはり生保家庭そのものに福祉事務所と同行するような形で支援することもできるのではないかという意味で、二つの点を指摘したつもりです。

保健福祉部管理課長 この分野の第一人者の委員から厳しいご指摘をいただいたところですが、やはり生活保護の関係、貧困の連鎖の視点、それから若年の方の雇用と地域における参加、労働を通じた社会参加という部分と教育、地域生活を含めたところの地域参加をどう図っていくのか、基礎自治体としての大きな使命であると考えております。

生活保護受給世帯の家庭で貧困の連鎖が発生しやすいということに対して、次世代育成の支援員でしたり、中3勉強会という形で高校進学に確実につなげていくといった取り組みを進めております。また、その他の就労可能と見込まれている世代をどう就労につなげていくのか、それはハローワークのほうから区に来ていただき連携を深めるといった形を進めております。一方で、課題シートにもありましたが、さまざまな要因を抱えていらっしゃる方もございます。

今回、こういった形でセンターも立ち上げてまいりますので、まだ具体的な形にはなっておりませんが、今いただいたような視点、それから基礎自治体の役割、雇用政策を考える際にハローワークなど全国ネットのもの、それとあわせて、都道府県レベルでのさまざまな就労支援施策もございますので、産業政策とリンクするところ、今まさに国の方でも生活支援戦略の枠組みの中と雇用政策研究会の方でも若年支援、新しい日本の産業モデルに応じた雇用政策のあり方、キャリア教育のあり方、そういうところが議論されているところでございますので、そのあたりもしっかり問題意識として持ちながら考えていきたいと思えます。

会長 行政のご提案に対して委員としてどう考えるかということで議論しているわけ

ですが、委員のご指摘は私も非常に重要だと思います。もちろんハローワークがやっていることを身近でできることも当然大事だと思いますし、要は基礎自治体が住民に身近なところで取り組む際に、それにプラスして、福祉・教育の現場で現役支援、就労支援につなげるような役割をどう果たせるのか、その辺の方向性を少し前面に出してもいいのではないかとということでご理解いただければいいのではないかと思います。

この資料が杉並区としてもハローワークをやるという見え方ではなくて、もちろんそのように書かれたとは思っておりませんが、その辺を少し意識していただけるといいのかなというご指摘ではなかったかと思しますので、よろしくをお願いします。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

委員 私が一つ考えて欲しいと思う視点は、働かない方と働けない方という視点の分け方があると思うんですね。働かないというのは、実は先ほど委員の話が僕が勝手にディバイドしちゃったんですが、働く意欲がなかなか育たない、または高校を途中で中退してしまうような方々を、教育の側面からサポートするのも一つだと思います。その一方で働けない方々、例えば女性が社会進出したいけれどもそれが家庭の事情で難しいために働けないのだとするならば、子育て支援策などとリンクをさせながら、就労につなげていくというサポートの仕方は、まさに基礎的自治体がきめ細やかに対応し得る部分であって、ジョブカフェとはちょっと違う路線だと思うんですね。

就労支援というと、どうしてもその本人の背中を押すという形になってしまいますが、実は堀を埋めてあげることで前に出ていける方々もいると思うんです。働く意欲が育たない方をプッシュする世界とは別に、働きたいけれども働く環境にない方々の堀を埋めてあげるという形での就労支援というのは、基礎的自治体がやるべき就労支援のあり方として何かあのではないのかなという感じが個人的にはしています。でも、恐らく書いてあることはほとんど同じことなんですけれども、私ならそういう切り口を設けたいと思います。

そういう視点から見ると、今回出てきているこの案は、すごくオーソドックスな形になってしまっていて、基礎的自治体らしさがどこまであるかと言われると、少し難しいかなという印象を持ちました。

会長 いかがでしょう。その点について、行政側からコメントはございますか。

産業振興センター次長 委員ご指摘のとおり、働かない世代と働けない世代という区分もあろうかと思います。今の働けない世代の堀をどう埋めていくかという問題意識は、ご指摘のとおり少し薄いかなとは思っています。

委員 いずれにしても福祉の観点は大事だと思うんですが、まず、この若年無業者がかなり多い。これをハローワークを補完して解決していこうというための就労支援センターだと思うんです。先ほども委員からもありましたけれども、ハローワークと同じようなことでは余り意味がない。

私も実際にハローワークに求人をすることがあります。求人側からすると、1回出すと後は待ちという感じなんですね。今の若い方は、最初のころは一生懸命就職活動をするんでしょうけれども、だんだん疲れてきて、ちょっとお休みしてしまうとか、昔に比べると積極性が少し乏しい人もいらっしゃると思いますので、ここの資料6-4にあります企業側・求人側からのアプローチ、法律の問題とかがあるのかもしれませんが、例えば企業PRですとか、合同面接とかの機会が多くあれば、また一助になるのではないかなと思います。

委員 この問題は、日本全体の問題でもあるわけで、そこを自治体として、特に杉並区として何ができるかという観点で見ると、これは実際やっているということでしょうけれども、区が事業体として雇用機会を拡大するという発想は何かちょっと時代と逆行していないか。つまり、行政サービスをどんどん民営化して、民間に雇用の場を拡張するのが今までの流れのような気がして、区が事業体として大きくなるのは大きくなるという意味ではないんでしょうけれども、ちょっとずれていないのかなと思いました。

それから、これも可能性は限界があると思いますが、創業とか就業支援を区の産業政策に絡めて、ぜひやっていく必要があると思います。特に既存の事業者を支援して、若い人を雇ってもらえるようなアイデアを実現されるといいのではないかなと思います。また、こうした課題は何となくやっているのではなく、何か具体的な目標みたいなものを掲げて、それをどうやって達成できたかということを次の年度に送っていかないと、言うだけで終わってしまうような感じにならないだろうかと思います。

会長 ありがとうございます。

今の職員といいますか、雇用の問題はどうでしょう。総務部長か職員課長か、どちらか……。

総務部長 何点かありまして、これまで緊急経済対策の中で区が直接雇用をやる場合と、区が仕事をつくり出してそれを委託する中で、そこに失業している人を雇用するという条件でやる場合と、もう一つチャレンジ雇用と言って、知的障害などの方を区が非常勤で雇用して、トレーニングをして民間に出すなどをやってきましたので、そのあたりの記

載でございます。

会長 今までのお話ともつながりますけれども、非常勤雇用の方は非常に人気がなく、結局、短期間雇われても、雇用が終わったときにどこに行ったらいいかわからないとか、これは自治体だけの問題じゃなくて、国全体の問題だと思いますけれども、そういった意味では、いろんな行ったり来たりができるということをつくったり考えたりしなくてはいけないときに、例えば大学との関係もあるでしょうし、NPOや企業と自治体、いろんな関係が出てくる中で、これを基礎自治体として総合的に考えなくてはいけないということだと思っております。

先ほどからちょっと出ています大学と自治体の関係の中で、協働推進課の方で大学とはやっていたらということなんですか？大学との連携というのは、担当はどちらでやられているんですか。

庶務課長 社会教育分野で連携をしているのが多いです。

会長 なるほど。こういったところとつなげていくには、行政間の連携も必要だということになりますかね。

松沼副区長 まさにそうだと思います。それは、杉並区は、東京都と違って規模はそんなに大きくないですから、よく批判されているほど縦割りではなくて、そういう連携は、意外と横串があるんですが、大学連携ですとか、あるいは大学と行政とのかかわりは、今日もご意見がありましたので、少し整理したいと思います。

委員 今の会長のお話だと、むしろ絡むのは資料7-5の協働の資料ですが、資料7-5の下から四つ目に「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」が協働のほうであるのだとすると、これを雇用支援のほうに絡めることができないのかというのが、ダイレクトにお2人で議論していただきたい、まさに横串を刺していただきたいところかなという感じは受けますね。

会長 そこは今の副区長のお話のように、分野とか所管を超えて、基礎自治体だからこそ、やりやすい面もあって、その辺のところはいろんなものを議論して、つくっていただく中で意識していただければいいのかなというご意見だと思いますが。

委員 学生といっても、杉並にいる学生で、都内でほかに通っている学生と杉並区にある大学に通う学生で全然意味が違うような気がするんですね。

学生を巻き込むには彼らに動機づけをしなくてはいけなくて、それは単位を認めてやるとか。特に協働に関する話だったら、ある程度議論の余地があるので、区と大学が交渉し

て、活動によっては単位を認めてもらうようなことができると学生は乗ってきますね。そうでないと、学生は守られた身分みたいなところがあり、なかなか動かないのではないかなど。彼らも大学に行くより遊びたいという要素も多いので、何か彼らにそういうインセンティブを与えるようなことをちょっとでもやると、多分乗ってくるんじゃないかと思うんですけれどもね。

会長 ありがとうございます。むしろ大学の側の問題かもしれませんが。

お時間ももう少しで、1時間なんですけど、今までで、どちらのテーマでも結構ですので、これだけは今日の段階でお話ししておきたい、言っておきたいということがあれば、委員の皆様からお伺いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

行政管理担当課長 ご欠席の委員から現役世代への支援について、ご意見、ご感想をいただいておりますので、ご紹介させていただきたいと思います。

この話をさせていただきましたときに、まず、区としてやるのはおもしろい試みだと思うというご感想をいただきました。ただ、今、議論に出ましたように、母子ですとか、ニートですとか、いろいろな事情がある方、特に生保の自立支援の方とは連携を深めていく必要があるでしょうというお話をいただいております。

また、この就労支援センターの話につきましてはもうちょっと踏み込んだお話をいただきまして、この事業が成否は出口次第、就労につながるかどうかで、その地道な就労開拓が必要なのではないのでしょうかと。そういった中で、杉並区としては、都との連携や、あるいは都心区の連携といった視点も必要なのではないのでしょうかというお話がございました。

基礎自治体としての支援としては、ワンストップをキーワードにしていくことが必要なのではないかと。例えば、ここに行けば保育の問題や、いろいろな阻害要因の相談もできるというような、ワンストップの相談窓口といった仕組みができればいいんじゃないかと。ただ、この話は走りながら考えていかなければいけないタイプなのかなという感想と、余り失敗を恐れないで、仕組みを柔軟に考えていったほうが良いと思います、というようなお話がございました。

また、大阪の自立支援の例をお話しいただきました。就職への幾つかのステップに応じて報酬が出るような事業も行っている地域もあると。それによって働いていない人が就職活動に前向きになるような事例もあるというご紹介もしていただきましたし、素朴な疑問としまして、「若者の就労」と言っているが、30歳以上の人に自分が若者だと認識しても

らえるかどうか。これは言葉の問題ですが、ちょっと気になりますということでした。

また、福祉的な話に戻りますが、例えば今、コミュニケーション能力を培うことから必要な方もいらっしゃる。社会参加というワンクッションを置いて就労に結びつけるような仕掛け、そういった人が来た場合に、何かしら区でメニューが用意されていて、それに参加すればある程度日当が出る、やっぱりこれも動機づけという話になってくるかと思いますが、そういうプログラムをNPOと協働してできないか、という話も伺ってまいりました。以上でございます。

会長 ありがとうございます。 委員からのご意見もいただいたということでございます。

いかがでしょう。最後にどなたかご意見があれば。

委員 先ほど松沼副区長がおっしゃっていた、基礎自治体としてどういう雇用支援をできるのかということになると、北欧ですとかオランダモデルと呼ばれるようなワークシェアリングが一つの方向性としてあるのではないかということかと思えます。恐らくそれを具体的に形にしたのは、先ほど私が申し上げました高浜市であったり、足立区であろうかと思えます。ただ、それが非正規雇用を生み出してしまうということは、問題ではないのかということであったかと思えます。

とはいえ、足立区では、足立区の中の行政事業を請け負うだけではなくて、ほかの自治体の事業も取りに行く。まさしく事業体としてどんどん仕事をつくっていく中で、外にも打って出ていくようなことを考えているのが足立区の現状のようです。そういった形で雇用を創出していくことも方向性としてはあり得るのかなと思えます。例えば行政の職員自体が改革プランという形で減っている中で、行政の仕事自体は減らない。そういう意味では、安定した雇用を生み出す条件はでき上がっているのかなという印象を持っております。

本来ですと、協働の話とかかわるわけですけれども、かつてNPO法人の制度ができたときに、雇用の受け皿として非常に期待を持っていたのですが、恐らくNPOの有給職員の就労条件が一番厳しいのではないかと私は思っているんです。

期待していたような機能をしていない中で、先ほど 委員の例のお話にあったコミュニティデザインのように、NPOがもう少し事業体として社会的企業と言われるような形で、雇用創出と福祉を組み合わせしていくということが一つあるかと思えます。どこまで(NPO推進)協議会で議論ができるかわかりませんが、そういったものを引き継いで少し検討していきたいと思っております。以上でございます。

委員 社会的企業のお話は、国の社会保障制度審議会の特別部会で、生保家庭の自立というようなことも絡めて、社会的企業をどうやって安定した形にしていくかということが今、議論になっている最中で、行政が直接やるよりは、社会的企業を認証して、対等とは難しいかもしれないけれども、安定した事業の受託先として、安い方にたたかれるものではない形の受託先として位置づけて、優先発注の制度のような形で社会的企業に対して一定の経済的な自立の基盤を提供して、そこで自立に時間のかかる人たちへの、少し長期的な訓練雇用のような形ができないかと、そんなことが模索されている最中でございます。ここの議論と非常に重なることなので、情報としてお伝えしておきたいと思います。

委員 今の行政のかかわりで言うと、いわゆる社会的な条項を追加してやるという形で、公契約条例や公共契約条例というような形で一つ展開があり、そこも含めて機能していく形になろうかと思えます。

会長 さまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございます。お約束の時間になりましたので、まだまだ議論は尽きないわけですがけれども、今後とも引き続き議論をしていくということで、本日はここまでにしたいと思えます。この協働のテーマも、現役支援のテーマも、基本構想審議会の中でも非常に重要なテーマとして掲げたところでございますので、また次回以降、よろしく願います。特に現役世代支援のことは次回のテーマにもなっておりますので、引き続き、議論をさせていただきたいと思えます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。当面、7月末まで日程がありまして、総括的、総論的な議論ということで、皆様には大変お忙しいスケジュールになりますけれども、今後ともよろしく願いたいと思えます。

それでは、本日の懇談会はこれで閉じたいと思えます。どうもお疲れさまでございました。